

## 期日前投票を利用してください

投票日に仕事や旅行、病気、用事などで投票に行けない人は、期日前投票ができます。期日前投票をするときは、「期日前投票宣誓書」への記入が必要です。期日前投票所で指定の用紙に記入することもできますが、選挙のお知らせはがきの裏面に掲載している「期日前投票宣誓書」に、あらかじめ必要事項を記入して持参すると、投票の受け付けが早く済みます。期日前投票をする場合は活用してください。

**期日前投票所** ※土曜日、日曜日および祝日も投票できます

### ●廿日市市役所 7階会議室

期 間 **10月27日(金)～11月11日(土)** 8時30分～20時

### ●佐伯支所・吉和支所・大野支所・宮島支所

期 間 **11月3日(祝)～11月11日(土)** 8時30分～20時

### ●ゆめタウン廿日市 2階廿日市市民ホール

期 間 **11月3日(祝)～11月11日(土)** 10時～20時

### 記載例 (はがきの裏面)

#### 期日前投票宣誓書

私は、平成29年11月12日執行の広島県知事選挙の当日、次の理由に該当する見込みですので、期日前投票をしたく、以下の記載が真実であることを誓います。 平成29年〇〇月〇〇日

氏名	ふりがな はつかいち たろう <b>廿日市 太郎</b>	該当する□に✓を記入してください。
生年月日	明・大・ <del>中</del> ・平 29年 11月 12日	<input checked="" type="checkbox"/> 仕事、学業、冠婚葬祭などに従事
住所	※表面に記載の住所と同じ場合は記入不要	<input type="checkbox"/> 上記以外の用事、又は事故のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在
		<input type="checkbox"/> 病気、負傷、出産、身体障害などのため歩行困難
		<input type="checkbox"/> 住所移転のため、他の市区町村に居住
		<input type="checkbox"/> 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

※「期日前投票宣誓書」には、氏名・生年月日のほか、選挙当日に投票できない理由を記入してください

## 皆さんそろって投票しましょう



# 11月12日(日)は、 広島県知事選挙 の投票日です

**問い合わせ**  
廿日市市選挙管理委員会事務局 ☎⑩9101  
佐伯支所 (選挙担当) ☎⑩1111  
吉和支所 (選挙担当) ☎⑩2112  
大野支所 (選挙担当) ☎⑩2005  
宮島支所 (選挙担当) ☎⑩42000  
※選挙に関する情報は、市ホームページにも掲載します

### 選挙権がある人

年齢など 平成11年11月13日以前に生まれ、日本国籍を有する人  
住所 平成29年7月25日以前に本市に転入の届け出をし、引き続き市内に住んでいる人  
※市内から県内の他の市区町へ住所移転し、引き続き広島県の区域内に住所を有している場合は、本市の元の住所地の投票所で投票できます。この場合、いずれかの市区町の市民課(住民課など)が発行する「引き続き住所を有することの証明書」を投票の際に提示するか、投票所の投票管理者から「引き続き住所を有することの確認」を受ける必要があります  
※7月26日以降に、県内の他の市区町から本市に転入の届け出をした人で、転入前の市区町の選挙人名簿に登録されている人は、原則、名簿登録地での投票となります。名簿登録地の市区町の選挙管理委員会に問い合わせてください。なお、名簿登録地で投票するときは、いずれかの市区町の市民課(住民課など)が発行する「引き続き住所を有することの証明書」を投票所に提示するか、投票所の投票管理者から「引き続き住所を有することの確認」を受ける必要があります

※7月26日以降に県外から転入した人は、投票できません

### 選挙のお知らせはがきを送ります

投票の日時・場所などを記載したはがき「選挙のお知らせ」を郵送します。記載事項を確かめ、投票するときに持って来てください。

はがきを持参しなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

### 投票所・投票時間

投票所および投票時間は、広報はつかい平成29年11月号に掲載予定です。また、「選挙のお知らせ」にも掲載しています。

### 点字投票や代理投票もできます

目が不自由な人は点字投票が、手が不自由なため、自分で字が書けない人は代理投票ができます。投票所の職員に申し出てください。

### 不在者投票

●指定病院などでの不在者投票  
一定規模以上で、不在者投票ができる指定を受けた病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、そ

の病院などで不在者投票ができます。病院などの職員に申し出てください。

●滞在先での不在者投票  
出張などで選挙期間中、市外に滞在している場合、滞在先の選挙管理委員会でも投票できます。

廿日市市選挙管理委員会に投票用紙を請求すると、滞在先に投票用紙を郵送しますので、滞在先の選挙管理委員会でも投票してください。日数がかかるので、早めに手続きをしてください。

●郵便などによる自宅での不在者投票(郵便投票)  
法で定める程度の障がいなどがある人で、「郵便等投票証明書」を持っている人は、選挙管理委員会に投票用紙を請求すれば、郵便などで自宅から投票できます。

投票用紙請求期限 11月8日(水)  
※投票用紙を請求するためには、「郵便等投票証明書」が必要です。「郵便等投票証明書」の申請は、常時受け付けているので、早めに選挙管理委員会でも手続きをしてください

### 選挙公報を希望者に郵送します

新聞を購読していない世帯などで選挙公報が届かない場合には、郵送で個別に送ります。希望する人は、選挙管理委員会事務局まで問い合わせてください。